平成２４年（フ）第５２号
香川県丸亀市川西町北121番地　第５矢野荘
債務者　辰巳　正晃
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第５３号
香川県坂出市加茂町553番地１
債務者　髙橋　正義
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１９７号
千葉県船橋市印内１丁目４番26―403号
債務者　管野　政行
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３２５号
千葉県市川市市川南４丁目７番15号
債務者　小林　史明
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３９０号
千葉県船橋市咲が丘２丁目９番38号
債務者　石井　信子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４００号
千葉県市原市椎津339番地　ＪＳＲいちはら寮Ｂ―108号室
債務者　高橋　貴広
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４０２号
千葉県市川市新田５丁目13番11号
債務者　川島　良太
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４４３号
千葉県船橋市海神町南１丁目1642番地　ルモン西船橋307号
債務者　横瀬　和栄（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８４２号
愛知県知多郡美浜町大字北方字宮東66番地２
田中幸次様方
債務者　岩永ひろみ
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８４７号
愛知県春日井市高森台７丁目１番地１　県営東高森台住宅306号棟406号室
債務者　古川　陽二
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８６６号
名古屋市名東区牧の原３丁目1202番地　ステップフィールド203号
債務者　佐分　達也
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９１２号
名古屋市名東区牧の原１丁目1308番地　サンコーポ牧105号
債務者　佐分　宏子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９２９号
名古屋市名東区上社４丁目124番地
債務者　鬼頭　律生
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９９号
三重県桑名市高塚町５丁目65番地　バンブーヒルズ２Ｅ号
債務者　岡本　亜子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
三重県三重郡菰野町大字杉谷2326番地60
債務者　野田　恭司
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
三重県三重郡朝日町大字縄生2800番地37　シティハイツ城山１Ｂ
債務者　小山　秀巳
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
三重県いなべ市大安町中央ヶ丘１丁目2971番地100
債務者　坂田　ゆか
1　決定年月日時　平成24年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係